

平成28年4月1日

公益財団法人日本拳法会少年級審議規程

(受験資格)

受験資格は（公財）日本拳法会登録団体所属会員で14歳未満とする

(審査開催)

各道場で随時開催

(認定時期、申込み)

毎月20日（書類必着日）締め切り 翌月1日認定
申し込みは 公益財団法人日本拳法会阿倍野本部事務所

(認定級位)

10級～4級とする
（3級以上は（公財）日本拳法会 日本拳法昇段級審議規程による）

(審査基準)

（公財）日本拳法会の公認指導員講習会を受講した公認指導員を合否判定者とする

各級位は下記項目を必須科目とする

- 10級：立礼、座礼、蹲踞の礼
- 9級：構え、歩法、突き（面、胴）
- 8級：突蹴、揚蹴
- 7級：横打、外打、揚打、斜打
- 6級：受技、受身（後ろ受身、横受身、前受身、廻り受身）
- 5級：躲技、受技と躲技の連動
- 4級：突きの6形

(修行年数、年齢制限)

14歳未満の（公財）日本拳法会登録団体所属会員4級～10級の各級において受験年齢制限、修行年数は設けない

(進級順位)

進級順位は各道場で定めるものとする
但し各級必須科目を習得している事とする

(登録料)

初回の申請時に拳法会登録料 1,000 円とする
少年級登録者（4 級）は 3 級申請時の登録料（2,000 円）を免除する
但し、3 級申請時に必ず少年級 4 級を取得しておく事とする

(認定料)

500 円とする

(認定状記載)

B4 判とする

表記内容

認定状、氏名、日本拳法 10～4 級ニ列ス、認定年月日、
公益財団法人日本拳法会 会長名 （公財）拳法会会長印

附則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日より実施